

令和 5 年 6 月 17 日現在

機関番号：24506

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12689

研究課題名（和文）日独比較法制度研究 ドイツ完全養子制度の運用から得られる日本法への示唆

研究課題名（英文）A Comparative Study of the Legal Systems of Japan and Germany: Implications for Japanese Law from the Implementation of the German Minor Adoption System

研究代表者

喜友名 菜織（KIYUNA, Naori）

兵庫県立大学・環境人間学部・講師

研究者番号：30780035

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）： 子のための養子法を実現するにはどのような視点や施策が必要とされるのか。本研究では、ドイツの法制度に焦点を当てて、児童虐待、望まない妊娠への対応策としての、運用の実際と課題について調査・検討した。につき、ドイツの家族法研究者や少年局の里親・養子縁組部門の専門職員等にインタビューを行い、実親の縁組同意権の法的性質や児童福祉制度としての未成年養子制度の特性について明らかにした。につき、ドイツにおける内密出産制度の実施状況とその成果を分析し、実親が養子縁組を決定するまでに必要とされる手続や支援について考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

子の養育環境を速やかに確保する必要性と養子縁組に対する実親の意向が対立する場合に、特別養子縁組の成否はどのようにして決定されるべきか。また、特別養子縁組が当事者にとって最善の選択肢となるのは、どのような場合においてなのか。ドイツの理論・実務の特色と課題が示唆するのは、子の命・育ち・出自を保障するには、実親の手続保障や養子縁組を行う前段階における手厚い養育支援が不可欠であるということである。本研究の意義は、ドイツにおける運用や親子断絶を伴う未成年養子制度の特性を明らかにした点、審判基準の明確化や実親子の交流支援の必要性といった養子縁組の成立前後におよぶ諸課題を提示した点にあると考える。

研究成果の概要（英文）： Based on the awareness of the problem regarding the necessary perspectives and measures for the implementation of the adoption law for children in Japan, this study focuses on the legal system in Germany and examines the implementation and challenges in relation to strategies for child abuse and dealing with unwanted pregnancies. Interviews and surveys were conducted with family law researchers in Germany and professionals in the foster care and adoption departments of the Youth Welfare Office to clarify the legal nature of parental consent to adoption and the characteristics of the minor adoption system within the child welfare system. An analysis of the implementation status and outcomes of the confidential birth system in Germany was undertaken, providing perspectives on the necessary procedures and support required during the process leading up to a parent's decision to adopt.

研究分野：社会科学

キーワード：特別養子縁組 児童福祉 縁組同意 同意補充 望まない妊娠 内密出産制度 縁組後の交流 ドイツ

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

特別養子縁組は恒久的な養育環境を子に提供する制度であり、児童虐待の増加・深刻化を背景に、その認知度は徐々に高まってきている。望まない妊娠に起因する嬰兒殺、新生児遺棄等の報道も後を絶たず、子の命と育ちを保障することが喫緊の課題となっている。

こうした現状への対応として、実親による適切な養育を受けられない子に育ての親と家庭を与える特別養子制度は、有用である。一方、児童虐待の事案では、実親が特別養子縁組への同意を拒否するという問題が、望まない妊娠の事案では、苦境に立たされた女性が必要な支援に辿り着くことができないという問題あるいは母子救済のための制度・支援が不足しているという問題がある。また、養子縁組が成立するまでの一連のプロセスに着目すると、あっせん活動や手続の不透明さ、民法上の要件の厳格さ、家庭裁判所の審判基準の不明確さ、さらには養子縁組成立後の支援の不十分さ等、様々な課題が山積していることが制度創設以来指摘されてきた。

2016年の児童福祉法の改正により、特別養子制度の児童福祉制度としての位置付けは依然よりも明瞭になったといえるが、子の利益ないし子の福祉に立脚した適正かつ円滑な利用を促進していくためには、現行制度の在り方について理論と実務の両面から再考する必要があると考える。

### 2. 研究の目的

特別養子制度の利用低迷の主な要因の1つとして挙げられるのが、原則6歳未満に限定している年齢要件というハードルである。児童福祉制度であることを明確化するには、この要件を緩和する必要がある(注:2019年の民法改正により、原則15歳未満にまで引き上げられるに至った)。

もう1つの要因として挙げられるのが、実親の同意というハードルである。試験養育期間を経て養子となる者と育ての親との間に良好な関係性が築かれていたとしても、実親の同意が得られないために、特別養子縁組の利用を断念したり、申立てをあきらめるといった事案があることが報告されている。審判例を見ても、適切な養親候補者が存在するにもかかわらず、家庭裁判所においては実親の意向のほうに重視される傾向にあることが窺える。一方で、同種の事案でも判断や結論が分かれる場合がある。実親の同意を不要とする条文の文言が具体性を欠くために、血縁や児童福祉に対する裁判官の価値判断に委ねられた運用がなされていることを指摘できる。

そこで、本研究では、養子縁組に関わる当事者の間に葛藤や対立がある場合に、どのように子の福祉のために利益調整が図られるべきであるのかを、ドイツの法制度とその運用から明らかにしていくことにする。そこから得られた視座と日本の法制度を照らし合わせながら、子のための養子法を実現するにはどのような視点や施策が必要となるのかを検討していく。

### 3. 研究の方法

#### (1) 調査の方法

次の方法により実施していく。

- ・日本の特別養子制度の現状と課題、ドイツの完全養子制度の概観(理念、養子縁組が成立するまでのプロセス、利用状況等)と法改正の動向を調査するために、日独の未成年養子制度に関する資料を収集することにする。

- ・現時点における課題または将来的に直面し得る課題について専門的見地に基づく意見を聴取するために、ドイツの家族法研究者や養子縁組斡旋機関(少年局、民間の養子縁組斡旋所)の担当者にインタビューを行うことにする。実地調査にあたっては、訪問の1か月前を目途に関係者に質問票(PDFファイル)をメールで送付することとし、当日は1機関につき2時間程度の聞き取り調査を行うこととする。

#### (2) 調査の内容

文献収集とインタビュー調査を通して、以下の項目について明らかにしていく。

- ・日独の未成年養子制度の運用における共通点と相違点について
- ・ドイツ民法典、児童ならびに少年援助法、養子縁組斡旋法の三法の連携による運用の実態と課題、法改正に関する議論状況について
- ・家庭裁判所における養子縁組の成否に係る判断基準(特に、実親が養子縁組に反対している場合の考慮要素)について
- ・児童福祉実務における養子制度と里親制度の位置付けと棲み分けについて
- ・児童虐待が疑われる場合における少年局による家庭介入の在り方、実親支援の具体的内容、養子縁組委託を判断する際の基準や考慮要素について
- ・里親や養親の研修、養子縁組後に必要とされる支援(例えば、真実告知やアイデンティティをめぐる葛藤への対応)について
- ・内密出産制度の導入による実務への影響と今後の課題について

#### 4. 研究成果

##### (1) ドイツにおける運用から得られた視座

###### 児童虐待への対応として

マールブルクとゲッティンゲンの2つの都市を訪問し、家族法を専門とする研究者と、少年局の里親・養子縁組斡旋部門の担当者にインタビューを行った。それにより、里親制度から養子制度に接続する際の少年局の判断や、養子縁組の成否を決定する家庭裁判所の判断の基準として、実親が養子縁組に同意しているかどうかをきわめて重要視されていることが明らかになった。その聴き取り調査をふまえて、縁組同意権の法的性質に関する文献調査を行った。ドイツでは親の権利が憲法上保障されており、養子縁組は実親子関係の消滅という不可逆的な法的効果をもたらすことから、実親の意向が運用においても尊重されているということを確認できた。

以上のことから、ドイツでは、実親が養子縁組に反対している場合には、里親制度等により子の養育環境を確保することになる。養子制度は、他児養育制度のなかでは最終的な措置として位置付けられており、このように法解釈上確立された理論のもとで実務が動いている。他方で、日本と同様に、里親委託の長期化や養子制度の利用低迷がドイツにおいても課題となっており、パーマネンシーが保障されている養子制度が積極的に利用されるようすなわち、実親から養子縁組への同意が得られるよう、現行制度の前提として養子縁組の成立により親子交流の権利をも喪失するという仕組みを見直す必要性が提唱されている（注：2021年の養子縁組支援法により、養子縁組成立後の交流が支援のなかに組み込まれることになった）。

###### 望まない妊娠への対応として

ドイツにおいて2014年に導入された内密出産制度の成果報告を分析した結果、妊娠あるいは出産した女性は、養子縁組を決心する過程において、自身の置かれている状況と子との別離をめぐり非常に大きな内面的葛藤を抱えていることが分かった。このことは、たとえ望まない妊娠・出産であっても、養子制度が常に最善の選択肢になるとは言い難い場合があることを示している。実母がどの相談支援機関（例えば、子の福祉のために親子分離の回避を推奨している担体、子の福祉のために養子縁組を斡旋している担体等）にアクセスするのによっても、子を養子に出すか否かの意思決定に大きな影響が生じ得る。また、血縁上の父が内密出産や養子縁組に係る手続から排除されているという問題も残されている。

内密出産制度の実施状況と課題が示唆しているのは、子の利益ないし子の福祉に根差した養子制度（生命、恒久的な養育環境、および出自を知る権利が保障された養子制度）を実現するためには、苦境に立たされ逡巡している実母や未認知の父の存在を包摂したうえで、相談・付添い支援や子の養育に関する意思決定支援、そして、その手続保障を制度の基盤に据える必要があるということである。

###### 全体的な成果

子を適切に養育しないあるいはできない実親が、親子の法的関係が不可逆的に断ち切れることを理由に養子縁組にいたずらに同意しない態様については、子の福祉を保護する観点からは問題があるといわざるを得ない。一方、実親を養子縁組手続から速やかに排除する仕組みを以って、子の利益や権利を真に擁護できるといえるのには吟味する余地がある。というのも、養子となった者のアイデンティティの確立という観点からは、養子縁組当事者間の葛藤や対立を緩和・軽減することも重要となるからである。子のための養子法を実現するには、前提として親子断絶を伴わない養育支援体制が整備されている必要があり、また、養子縁組が成立した場合においても、実親から養親に託された経緯に関する記録の閲覧や実親との接触・交流が適切な時期に行われるよう支援していくことが不可欠となる。

以上の、ドイツにおける運用の理論的枠組みと実務を参照して得られた知見は、論文にまとめて公表し、学会等でも報告を行った。

##### (2) コロナ禍による実地調査の中断

研究期間中、日本では2019年に特別養子制度の法改正が行われ、ドイツでは2021年に養子縁組支援法が施行される等、当初の研究計画や調査内容の見直しを余儀なくされた。さらに、新型コロナウイルスの影響により、実地調査による情報収集が困難になった。そのため、ドイツ養子縁組支援法について、養子縁組当事者への支援がどのように強化されるに至ったのかを、文献収集を通して整理する作業に充てた。加えて、日本の普通養子制度に目を向け、未成年孫養子や連れ子養子に関するこれまでの議論や利用実態調査の整理・分析に着手することにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 喜友名菜織	4. 巻 264号
2. 論文標題 節税目的の養子縁組の成否（最三小判平成29・1・31）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 80-81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 喜友名菜織	4. 巻 799
2. 論文標題 特別養子縁組制度と積み残された課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 21-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 喜友名菜織	4. 巻 36号
2. 論文標題 特別養子縁組における実親の位置付けと調和的解決への模索 ドイツにおける運用・議論状況を手掛かりに	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家族 社会と法	6. 最初と最後の頁 136-147
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 喜友名菜織	4. 巻 782
2. 論文標題 特別養子制度と親子断絶の要否 ドイツの現状と課題を踏まえて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 62-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 喜友名菜織	4. 巻 95(2)
2. 論文標題 特別養子縁組における実親の位置付けと縁組同意に関する考察(2・完) ドイツ未成年養子制度の運用を手掛かりに	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 163-195
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 喜友名菜織	4. 巻 95(1)
2. 論文標題 特別養子縁組における実親の位置付けと縁組同意に関する考察(1) ドイツ未成年養子制度の運用を手掛かりに	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 197-239
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 喜友名菜織	4. 巻 778
2. 論文標題 親子断絶型の児童福祉制度の目的と機能 特別養子縁組制度の見直しに関する民法等の一部改正を踏まえて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 1-4
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 喜友名菜織
2. 発表標題 特別養子縁組における実親の位置付けと調和的解決への模索 ドイツにおける運用・議論状況を手掛かりに
3. 学会等名 日本家族 社会と法 学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 喜友名菜織
2. 発表標題 特別養子縁組制度の見直しに関する民法等の一部改正について
3. 学会等名 家族と法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 喜友名菜織
2. 発表標題 望まない妊娠と特別養子縁組への接続～ドイツ内密出産制度の成果報告を中心に～
3. 学会等名 家族と法研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関